

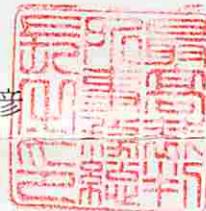
最高裁秘書第4161号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法研修所教官が作成した、修習状況視察報告書（直近のもの）

- (2) 苦情の申出がされた日

平成30年10月31日付け（同年11月2日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第22号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）